

### 第3回検討会議でのご意見等の整理

#### 議題2 清掃関連施設整備基本計画中間報告書（素案）について

##### ・清掃関連施設整備の検討

##### 施設整備にあたっての基本方針について

意見	<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全安心の確保について、安心のことが欠如しているのではないか。</li> <li>・災害についても考えてもらいたい。</li> <li>・安全安心の確保というのは誰に向かってどういうメッセージで言っているのか分からない。</li> <li>・機械処理の安全というのは確保できるかもしれないが、臭いや音といった生活に対する安心をやってもらう必要はある。</li> <li>・市の整備の考え方は施設にこだわっているところがある。施設はハードウェアなので、ソフトウェアと両面で検討されるのがよいのではないか。</li> <li>・3Rに関して、もう少し踏み込んで住民意識の啓発向上に寄与する施設という内容を盛り込んではどうか。</li> <li>・可能な限りごみの減量というのは必ずしもリサイクルではない。発生を抑制するということだと思うので、リデュースという方だと思う。</li> <li>・基本方針なので細かいことは書けないと思うが、安全安心の確保については、(文脈として)何が主語か整理した方がいい。</li> <li>・災害についてはもっと大きな話なので、視点としてポイントになるものは入れていただきたいが、ここで全て補うのは難しいのではないか。</li> </ul>
議論	<p>(事務局)</p> <p>今後、さまざまな部分、作業環境・安全衛生計画、公害防止計画、事業方式・施設運営方法等の中で、基本方針に書かれていることについては今後の検討会議でご議論いただきたいと考えている。文言の表現の仕方等についてはいただいたご意見をもとに再検討し、次回に訂正させていただく。</p>
まとめ	<p>資料 検4-4 別紙に整理した。</p>

施設整備にあたっての基本方針について

意見	(委員)	災害廃棄物を一時的に保管するというのはどういうものを集めようとしているのか。
議論	(事務局)	今後策定予定の災害廃棄物基本計画の中で定めていくことになる。災害時に発生した廃棄物の仮置き場という形にはなるが、具体的に何という部分についての定めはない。
まとめ		—

## 2. 清掃関連施設整備の検討

### 2.1 施設整備にあたっての基本方針

清掃関連施設は、地域住民等の理解と協力のもと、燃やさないごみ、粗大ごみ、資源物の適正処理はもとより、環境と安全に配慮した施設とし、可能な限りごみの減量、資源化、最終処分量の削減等を図り、循環型社会形成に寄与する施設を目指すものとする。

現状の処理体系や関連計画の考え方を踏まえ、清掃関連施設整備の基本方針を以下のとおりとする。

#### (1) 計画的な施設更新 ー効率性・経済性に優れた施設ー

##### ①安定的・効率的な処理が可能な施設整備

中間処理場は施設全体の老朽化が進んでいること、空缶・古紙等処理場は暫定的な施設であることから、早期に清掃関連施設の整備が必要であり、近隣自治体との連携の模索も含め、安定的かつ効率的に運営できる施設とする。

##### ②経済的な施設整備

財政負担の軽減の観点から、中長期的なごみ処理に係る経費の縮減が重要な課題であることから、合理的・機能的な施設の配置を検討した上で、経済性・維持管理性に優れた施設とする。

#### (2) 安全・安心の確保 ー環境と安全に配慮した施設ー

##### ①生活環境の保全

法令・条例で定める環境や安全に関する基準を遵守することはもとより、市民が安心して生活できるよう、環境負荷の低減はもとより、施設周辺の生活環境の保全に配慮した施設とする。

##### ②適正な作業環境の確保

事故の発生を防止するとともに、作業員の安全衛生の観点から、適切な作業環境を確保した施設とする。

##### ③災害など非常時の対応

平常時のみならず、災害など非常時のごみ処理機能を備えた施設とする。

#### (3) 市民サービスの向上 ー市民に開かれた施設ー

##### ①市民意識の啓発・向上

発生抑制を基本とした 3R（発生抑制・リユース・リサイクル）に関する情報を提供して環境意識を育み、情報発信の拠点として再生利用・展示などごみ処理の大切さを伝える施設とする。

##### ②周辺地域との調和

建物の配置・機能・デザイン、緑化・緩衝帯の設置、周辺地域に配慮し、環境と調和のとれた施設とする。